

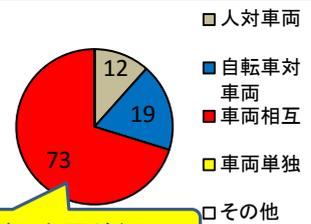
相生警察署管内の交通事故 (令和6年12月末)

令和7年1月号
相生警察署

管内交通事故発生状況

人身事故	人身事故	死者	傷者		物件事故
			うち重傷		
令和6年12月末	104	1	138	16	1,040
令和5年12月末	95	1	114	8	1,098
前年同期増減数	+9	±0	+24	+8	-58

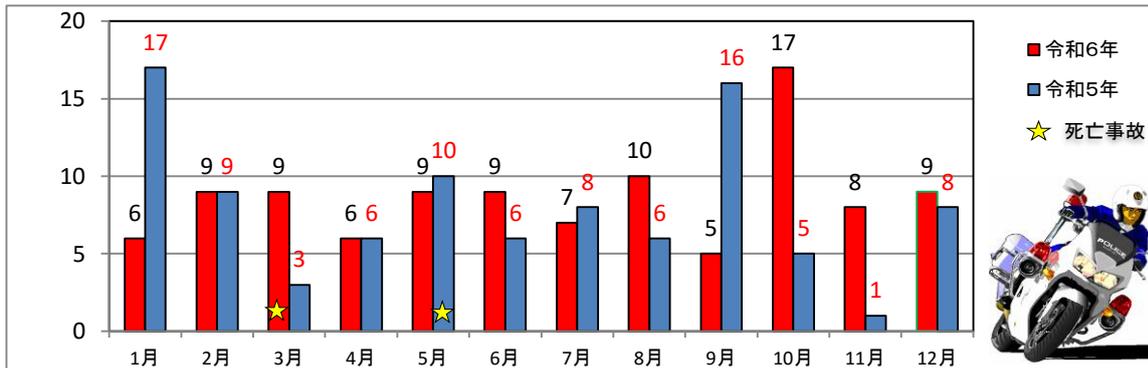
類型別人身事故件数



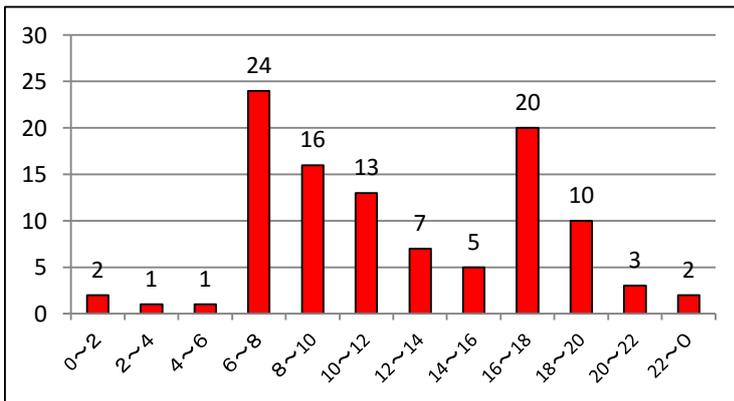
車両相互が多い!

月別人身事故件数

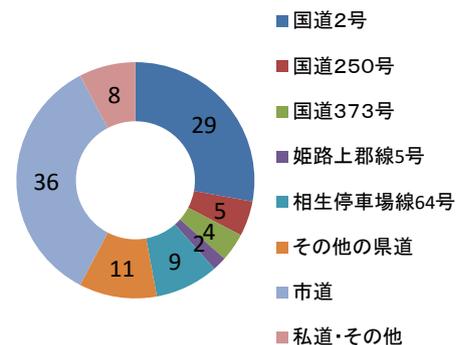
「ただいま」の笑顔届けるために



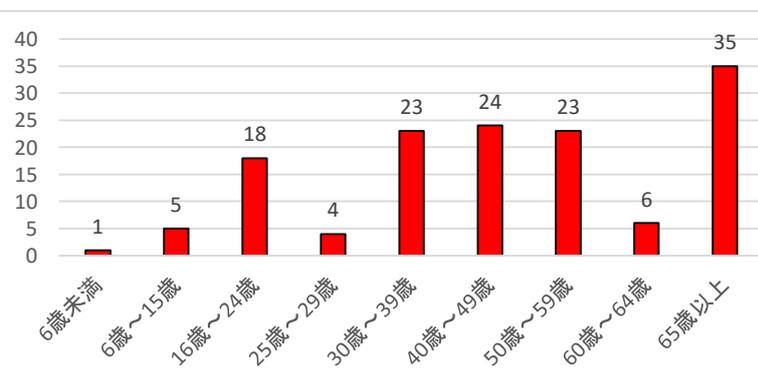
時間別人身事故件数



道路別人身事故件数



年齢別死傷者数



道路形状別人身事故件数

人身事故の71.2%が交差点及び交差点付近で発生している。



地域別交通事故発生状況

令和6年12月

	人身事故件数			死者			傷者		
	6年	5年	増減	6年	5年	増減	6年	5年	増減
相生市内	82	72	10	1	1	0	106	87	19
相生駅前交番	13	10	3	0	0	0	19	11	8
那波野交番	18	17	1	0	0	0	22	19	3
中央通交番	19	15	4	1	0	1	21	21	0
丘の台交番	14	15	-1	0	0	0	17	16	1
若狭野交番	17	10	7	0	1	-1	26	13	13
矢野駐在所	1	5	-4	0	0	0	1	7	-6
上郡町内	22	23	-1	0	0	0	32	27	5
上郡橋交番	6	6	0	0	0	0	7	7	0
上郡駅前交番	5	7	-2	0	0	0	7	7	0
科学公園都市交番	5	1	4	0	0	0	6	1	5
中野駐在所	3	4	-1	0	0	0	8	4	4
梨ヶ原駐在所	1	2	-1	0	0	0	1	4	-3
八保駐在所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤松駐在所	2	3	-1	0	0	0	3	4	-1
野桑駐在所	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事故態様別（件数、人数）

	人身事故	構成率	死者	傷者	県下構成率
高齢者関係事故	45	43.27%	1	59	36.31%
自転車関係事故	20	19.23%	0	20	24.89%
子供関係事故	3	2.88%	0	4	4.09%

改正道交法 2024のポイント

～自転車の交通ルールが変わります～

- 反則金を導入**
16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度（反則金納付）の対象に
- 罰則の強化** 2024年11月1日から詳しくは後編
自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定を整備
- 安全確保**
自動車と自転車の右側を通過する場合は、自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け、自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け

2024年5月24日に公布された改正道路交通法により、
①と②は公布から2年以内、③は2024年11月1日に施行

2024年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通行する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や幫助・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・陪乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象となります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、道筋踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

自転車安全利用クイズ

下の二次元コードをかざして自転車のルールについて○×問題をやって自分の知識を試してみてください。



google フォームにリンクしま

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。